



発行 新潟県

第 29 号

令和4年4月15日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 510 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 511 種畜証明書の有効期間延長通報に係る告示について（畜産課）
- 512 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 513 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 514 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 515 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 516 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 517 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 518 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 519 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 520 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 521 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 522 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 523 道路の区域変更（道路管理課）
- 524 道路の供用開始（道路管理課）
- 525 道路の区域変更（道路管理課）
- 526 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）
- 一般競争入札の実施（水産課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）
- 一般競争入札の実施（警察本部会計課）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第510号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、阿賀野市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和4年4月15日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
5月16日(月)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	阿賀野市安田体育館 正面玄関ホール
5月17日(火) 5月18日(水) 5月19日(木)	阿賀野市役所車庫棟 (庁舎西裏側車庫)	阿賀野市全域
5月20日(金)	阿賀野市笹神支所車庫 (支所駐車場わき)	
5月23日から令和5年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日及び令和5年1月3日を除く。	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第511号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項の規定に基づく令和4年度定期種畜検査において、有効期限内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定に基づき有効期間を6箇月以内に限り延長する旨の通報があった。

令和4年4月15日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第512号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新発田市の五十公野土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月15日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	新発田市 上内竹438番地	仲川 重平 (理事長)
〃	〃 下新保404番地3	内田 信雄
〃	〃 五十公野4873番地	村山 隆
〃	〃 五十公野4090番地	小谷野 勝博
〃	〃 荒町甲476番地	坂井 與志一
監事	〃 下内竹449番地	加藤 研一
〃	〃 五十公野4093番地	川瀬 孝男

就任年月日 令和4年4月1日

2 退任

理事	新発田市 上内竹438番地	仲川 重平 (理事長)
〃	〃 諏訪町3丁目6番19号	長谷川 堅司
〃	〃 五十公野5140番地	平野 眞市
〃	〃 下新保404番地3	内田 信雄
〃	〃 五十公野4090番地	小谷野 勝博
監事	〃 下内竹449番地	加藤 研一
〃	〃 五十公野4093番地	川瀬 孝男

退任年月日 令和4年3月31日

◎新潟県告示第513号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新潟市の新潟北土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月15日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	新潟市北区嘉山1丁目5番10号	加藤 豊 (理事長)
〃	〃 太田2110番地	金子 精一
〃	〃 新崎1丁目3番31号	中川 喜吉
〃	〃 内沼877番地	平井 正廣
〃	〃 山飯野482番地	相馬 富男
〃	〃 太田715番地	山田 進
〃	〃 岡新田159番地	伊藤 和重
〃	〃 長戸呂831番地	渡邊 豊
〃	〃 下土地亀266番地1	登石 春雄
〃	〃 樋ノ入1484番地	熊倉 守
〃	〃 横土居3708番地	小柳 覚
〃	〃 高森新田1305番地	稲村 賢
〃	〃 鳥屋233番地	新保 和正
監事	〃 浦木1146番地	曾我 権次
〃	〃 名目所3丁目1888番地	皆川 芳衛
〃	〃 葛塚2415番地	五十嵐 勇

就任年月日 令和4年4月1日

2 退任

理事	新潟市北区嘉山1丁目5番10号	加藤 豊 (理事長)
〃	〃 笹山2560番地	仲川 信吉
〃	〃 太田2110番地	金子 精一
〃	〃 鳥屋201番地	渡邊 博務
〃	〃 高森新田1258番地	豊島 平一郎
〃	〃 新崎1丁目3番31号	中川 喜吉
〃	〃 内沼877番地	平井 正廣
〃	〃 山飯野482番地	相馬 富男
〃	〃 岡新田159番地	伊藤 和重
〃	〃 太田715番地	山田 進
〃	〃 笠柳951番地	帆刈 勝彦
〃	〃 長戸呂831番地	渡邊 豊
〃	〃 下土地亀266番地1	登石 春雄
監事	〃 浦木1146番地	曾我 権次
〃	〃 葛塚2418番地1	小川 竹男
〃	〃 下大谷内309番地	本間 松

退任年月日 令和4年3月31日

◎新潟県告示第514号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、五泉市の十全土地改良区の定款の変更を令和4年4月1日認可した。

令和4年4月15日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第515号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営桑山地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月15日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年4月18日から令和4年5月19日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市西蒲区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第516号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営栗山地区区画整理・農業用排水施設整備(中山間地域農業農村総合整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月15日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年4月18日から令和4年5月19日まで

3 縦覧に供する場所

小千谷市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第517号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の小国町土地改良区の定款の変更を令和4年4月6日認可した。

令和4年4月15日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第518号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営中家・池平地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月15日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年4月18日から令和4年5月19日まで

3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第519号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営多能地区農業用排水施設整備（かんがい排水「集積型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月15日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年4月18日から令和4年5月19日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び三和区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第520号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営東頸北部地区農業用排水施設整備・農用地改良保全(中山間地域農業農村総合整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月15日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年4月18日から令和4年5月19日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所、安塚区総合事務所、浦川原区総合事務所及び大島区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第521号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、妙高市の大江口土地改良区の定款の変更を令和4年4月8日認可した。

令和4年4月15日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第522号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和4年4月15日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事 佐渡市水渡田281 市野 春夫

就任年月日 令和4年4月1日

2 退任

理事 佐渡市水渡田540-1 香遠 幸夫

退任年月日 令和4年3月31日

◎新潟県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年4月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 県道

2 路線名 親柄大白川停車場線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市小平尾字上中山1837番1から	新	3.0～7.6メートル	217.8メートル
同市小平尾字上中山1875番9まで	旧	3.0～4.7メートル	219.5メートル

◎新潟県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年4月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 県道 親柄大白川停車場線

2 供用開始の区間

魚沼市小平尾字上中山1837番1から同市小平尾字上中山1875番9まで

3 供用開始の期日 令和4年4月15日

◎新潟県告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越高田インター線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字小滝字下前田486番から	新	8.4～16.8メートル	597.3メートル
同市大字上門前字前田253番まで	旧	6.8～13.7メートル	597.3メートル

備考 路線の重用

全区間県道後谷黒田上越妙高停車場線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後谷黒田上越妙高停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字上門前字前田253番から	新	8.4～16.8メートル	597.3メートル
同市大字小滝字下前田486番まで	旧	6.8～13.7メートル	597.3メートル

備考 路線の重用

全区間県道上越高田インター線と重用

◎新潟県告示第526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年4月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 上越高田インター線
- 2 供用開始の区間
上越市大字小滝字下前田486番から同市大字上門前字前田253番まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月15日

公 告

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年4月15日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) イオンスタイル新発田中田町
所在地 新発田市中田町3丁目1324 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 イオンリテール株式会社
 - 法人代表者氏名 代表取締役 井出 武美
 - 住所 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 イオンリテール株式会社
 - 法人代表者氏名 代表取締役 井出 武美
 - 住所 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
 - ・他1者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年12月1日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計2,946平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計133台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計114台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計117.5平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計34.7立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・イオンリテール株式会社
 - 午前7時00分から午後12時00分
 - ・未定
 - 午前9時00分から午後10時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設1
 - 午前3時00分から午後9時00分
 - ・荷さばき施設2
 - 午前3時00分から午前8時00分
 - ・荷さばき施設3
 - 午前6時00分から午後9時00分
- 7 届出年月日
令和4年3月31日

- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和4年4月15日から令和4年8月15日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援係
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、漁業取締船「弥彦丸」定期検査に伴う入渠及び上架修繕工事の契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和4年4月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

漁業取締船「弥彦丸」定期検査に伴う入渠及び上架修繕工事 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約の日から令和4年7月29日まで

(4) 履行場所

落札者保有造船所ドック施設内

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 入札実施日において、新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む)者でないこと。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

オ 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

カ 船の上下架に際し船体歪み等の損傷が生じないよう、浮きドック若しくは乾ドックにより、船体を水平に保ちながら入出渠を行うこと。なお、引き揚げ船台で上架を行う場合は、入札説明書に示す条件を満たすこと。

キ 日本国内にドック施設が所在すること。

ク 県外業者にあつては、ドック期間中の船員の宿泊施設(ドックハウス等)を提供できること。

ケ 新潟西港～造船所所在地間の往復回航に係る燃料費を負担すること。(造船所所在地において燃料油を現物支給できること。)

コ 過去にほぼ同等以上の規模の船舶の検査実績があること。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、(1)に示した入札参加資格を有することを証明する書類を令和4年5月6日午後5時までに3の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、新潟県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札への参加

(2)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。入札参加資格確認の結果は、令和4年5月11日までに通知する。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県農林水産部水産課調整係

電話番号 025-280-5313 (直通)、025-285-5511 (代表) 内線2986

ただし、入札書を持参し提出する場合は3(3)による。

(2) 入札説明書の公布方法

入札説明書等の交付は(1)の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

郵送による交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量200gに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。

(3) 入札書の受領期限

令和4年5月25日(水)午前10時30分までに3(4)の場所に持参すること。郵送する場合は、書留郵便により令和4年5月25日(水)午前10時30分までに3(1)の場所に提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年5月25日(水)午前11時

イ 場所 新潟県庁 行政庁舎16階 入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

契約希望金額(消費税10%込み)の100分の5以上の額の入札保証金を、入札開始前に県に納入すること。

ただし、新潟県財務規則(昭和57年3月1日新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を、契約時までには県に納入すること。ただし、財務規則第44条各号に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(7) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Periodic inspection and repair service of Fishery patrol boat Yahikomaru 1 set
- (2) Deadline for bid submission: 10:30 a.m., 25, May, 2022
- (3) For more information, contact: Fisheries Division Department of Agriculture, Forestry and Fisheries Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について（公告）

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成11年新潟県告示第1221号) 8の規定により、令和4年1月から令和4年3月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和4年4月15日

新潟県知事 花 角 英 世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、交通管制センター上位装置賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和4年4月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
交通管制センター上位装置賃貸借
- (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等
入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の交付を含む。）期間、場所及び問合せ先

- (1) 期間
本公告の日から令和4年5月23日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係
なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

- ア 契約手続に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係
電話番号 025-285-1831（直通）
- イ 機器等の仕様に係るもの
郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部交通部交通規制課管制係
電話番号 025-285-0110 内線5212

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達案件又はこれと同等の調達案件について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。
- (4) 本調達案件納入後のアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和4年4月15日（金）から令和4年5月23日（月）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和4年6月17日（金）午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和4年6月23日（木）午前10時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人（法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書にした上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書し、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）を令和4年6月22日（水）の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(5) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 本公告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing Contract for a superstructure device installed at Traffic Control Center

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Thursday, June 23, 2022

Time: 10:00 a.m

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken

(3) Contact Points for the Notice:

Supplies and Procurement Accounting Division, Police Administration Department Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 950-8553

Phone: 025-285-1831

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、放置駐車違反対策システム賃貸借について、

次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和4年4月15日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

放置駐車違反対策システム賃貸借

(2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の交付を含む。）期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から令和4年5月23日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

電話番号 025-285-1831（直通）

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話番号 025-285-0110 内線5053

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 本調達案件の仕様に適合する物品であること。

(5) 本調達案件納入後の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和4年4月15日（金）から令和4年5月23日（月）まで（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和4年6月17日(金)午後1時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和4年6月23日(木)午前10時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参し、提出すること。ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、5(1)の入札執行時刻までに委任状を提出し、代理権があることの確認を受けなければならない。

イ 本人が作成した入札書を封書にした上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書し、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を入札執行日の前日の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

(3) 暴力団関係者の不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、警察及び発注者（新潟県）に通報報告を行うこと。

(4) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(5) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 本公告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing contract for illegal parking control system

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Thursday, June 23, 2022

Time: 10:30 a.m.

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken

(3) Contact Point for the Notice:

Supplies and Procurement

Accounting Division

Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

Phone: 025-285-1831

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 950-8553

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、自動車保管場所標章印字機賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和4年4月15日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

自動車保管場所標章印字機賃貸借

(2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の交付を含む。）期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から令和4年5月25日（水）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係
電話番号 025-285-1831 (直通)

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部交通部交通規制課企画管理係
電話番号 025-285-0110 内線5175

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達案件納入後の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (6) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和4年4月15日(金)から令和4年5月25日(水)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和4年6月13日(月)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和4年6月23日(木)午前11時00分
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参し、提出すること。ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、5(1)の入札執行時刻までに委任状を提出し、代理権があることの確認を受けなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書にした上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書き、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)を入札執行日の前日の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

9 契約保証金

入札金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(3) 暴力団関係者の不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、警察及び発注者（新潟県）に通報報告を行うこと。

(4) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(5) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 本公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing contract for a printer for parking place stickers

(Jidosha-Hokanbasho Hyosho)

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date : Thursday, June 23, 2022

Time : 11:00 am

Place : Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, JAPAN

(3) For more information, contact :

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters Building

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, JAPAN

Tel 025-285-1831

雑 報

一般競争入札の実施について(公告)

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、新潟県立大学3号館他解体工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年4月15日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

1 入札に付する事項

(1) 工事名

新潟県立大学3号館他解体工事

(2) 工事場所

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 地内

(3) 工事概要

既存建築物及び工作物等の解体撤去工事

3号館	:鉄筋コンクリート造、	3階建て、延べ面積	1,807.99㎡
特別教室	:鉄筋コンクリート造、	2階建て、延べ面積	422.50㎡
階段教室	:鉄骨鉄筋コンクリート造、	平屋建て、延べ面積	336.40㎡
自転車小屋	:鉄骨造、	平屋建て、延べ面積	29.70㎡
自転車小屋	:鉄骨造、	平屋建て、延べ面積	41.62㎡
倉庫	:木造、	平屋建て、延べ面積	45.35㎡
渡り廊下開口部閉塞 等			

(4) 工期

契約締結の日から令和5年1月31日まで

2 入札に関する必要事項を示す日時及び場所

(1) 交付期間

令和4年4月15日(金)から令和4年5月25日(水)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時30分から午後4時まで

(2) 場所

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学総務財務部企画広報課

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和4年5月26日(木) 午前10時

(2) 場所

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学 コモンズ3号館5401会議室

(3) 入札回数

2回を限度とする。

(4) 最低制限価格

最低制限価格を設定するので、最低制限価格未満の入札金額を持って入札した者は、再度入札に参加できないものとする。

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件工事に係る入札参加資格確認申請書を提出した日から本件工事の開札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定後、新たに新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年新潟県告示第3296号）の規定に基づく入札参加資格の審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第3条の規定による、解体工事業に関し特定建設業の許可を受け、かつ、新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年新潟県告示第3296号）に基づく入札参加資格の審査を受け、解体工事業に関し、令和4・5年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (6) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的な事項の審査を受け、同法第27条の29の規定による総合評定値の通知を受けていること。
- (7) 新潟県新潟地域振興局地域整備部の管内（うち、旧新潟市、旧白根市、旧豊栄市、旧亀田町及び旧横越町に限る。）に主たる営業所を有すること。なお営業所とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ令和4・5年度の入札参加資格者名簿に登載されているものをいう。
- (8) 令和4・5年度の入札参加資格審査において、解体工事業に係る総合評点が750点以上であること。
- (9) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。なお、主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務することを妨げない。

① 次の資格を有する者であること。

解体工事業に係る主任技術者又は監理技術者

ア 一級土木施工管理技士

イ 一級建築施工管理技士

ウ 技術士（「建設部門」及び「総合技術監理部門（建設）」に限る。）

② 監理技術者にあつては、解体工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

③ 入札参加資格確認申請書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。

- (10) 上記(9)に掲げる本工事に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、契約日以降において、他工事での主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務を補佐する者（建設業法第26条第3項ただし書の政令で定める者）と重複しないこと。

5 本件入札に係る入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。
 - ア 提出期限 令和4年5月2日（月）午後5時15分
 - イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学総務財務部企画広報課
 - ウ 提出方法 本人（法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。
 - エ 提出書類及びその部数 入札参加資格確認申請書及び配置予定技術者の資格等に関する事項（別紙1及び添付資料）を各1部。
- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交

付を受けること。

ア 交付日時 令和4年5月9日(月) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

6 入札の方法

(1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。

(4) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

10 落札者がいない場合の取扱い

本入札の結果、落札者がいない場合において、予定価格と入札者のうち最低の価格で入札した者の入札金額との差が予定価格の10%を超えない場合は、契約事務取扱規程第33条第1項第5号の規定により、その者と随意契約の交渉を行うことがある。

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

12 その他

(1) 設計図書の配布

ア 日時 令和4年4月18日(月)から令和4年5月25日(水)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時30分から午後4時まで

イ 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

ウ 方法 CD(ファイル形式PDF)にて配布する。

(2) 設計図書その他入札に関する質問及びその回答

ア 質問

①質問方法

質問事項を記載した書面を受付場所に持参又は電子メールにより送信する方法による。

②受付日時

令和4年5月10日(火)から令和4年5月17日(火)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時30分から午後4時まで

③受付場所

新潟県立大学総務財務部企画広報課

電子メール kikaku@unii.ac.jp

イ 回答

本件入札への参加資格を認められた者に対して、令和4年5月20日(金)午後5時までに、質問の内容及び回答を電子メールにより送信する。

(3) 入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(5) 問い合わせ先

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学総務財務部企画広報課 担当：品田・熊谷

電話番号 025-368-8224(直通)

電子メール kikaku@unii.ac.jp

(6) その他

本入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。